

呉市議会基本条例
検証結果報告書

令和5年12月

呉市議会

1 議会基本条例の検証

呉市議会では、議会基本条例（以下「条例」という。）を平成22年6月に制定後、本会議及び委員会のインターネット中継を行うとともに、議会報告会の開催や、政務活動費の収支報告等をホームページで公開するなどの開かれた議会を目指した取組に加え、タブレット端末の導入による議員活動の効率化や、議会図書室に司書を配置してレファレンスサービスによる議員活動の強化を図るなど、市政の発展に寄与するための議会改革に取り組んできたところである。

こうした中、令和5年4月に議員の一般選挙が行われ、その後、条例第30条の規定に基づき、速やかに条例の目的が達成されているか検討を行い、さらに、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう規定されていることから、このたび、議会運営委員会において検証したところである。

当委員会では、条例の各条文に関連する取組項目を整理するとともに、取組の評価や今後の課題等についての意見を出し合い、検証結果を取りまとめたことから、当委員会から報告するものである。

2 検証方法

検証は、条文ごとに委員間で協議し、「検証不要」、「適切に運用されている」、「さらなる取組が必要」の3段階で判定を行い、併せて条例の見直しが必要かどうかを検証した。

3 検証の経過

年 月 日	会 議	協 議 内 容
令和5年6月15日	議会運営委員会	検証手法の説明、各会派で検証するよう依頼
7月7日	議会運営委員会	各会派の検証結果を基に各条文の検証 (前文～第15条)
8月10日	議会運営委員会	各会派の検証結果を基に各条文の検証 (第16条～第24条)
9月5日	議会運営委員会	各会派の検証結果を基に各条文の検証 (第25条～第30条) ※第25条（政治倫理）の規定で定めた呉市議会議員政治倫理条例も併せて検証
11月1日	議会運営委員会	呉市議会基本条例検証結果報告書の素案を提示し、各会派での確認を依頼
11月30日	議会運営委員会	呉市議会基本条例検証結果報告書の素案に関する各会派の意見を持ち寄り、修正等の有無を確認
12月5日	議会運営委員会	呉市議会基本条例検証結果報告書のとりまとめ

4 検証結果

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等
前 文				
<p>議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項に規定する議決事件にとどまらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有する。</p> <p>平成12年4月に施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止され、国の地方への関与が大幅に見直された。これにより、地方公共団体は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を実践していくこととなり、議会の役割も一層重要なものとなった。</p> <p>二元代表制の一翼を担う議会は、行政の事務執行を監視する機能と市民の意見を市政に反映させた政策の立案及び提言機能を十分に発揮し、地方公共団体の意思決定機関としての責任を果たさなくてはならない。</p> <p>そのため、議会は、市民に対して積極的に情報の公開や発信を行うとともに、議会の報告会を始めとした市政への市民参加を推進し、公正・透明で市民に分かりやすい、開かれた議会の実現に今以上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、市民から厳粛な信託を受けた議員は、高潔な政治倫理を保持し、不断の自己研さんに努め、自らがくみ上げた市民の意見を議員間において自由に討議することで、市民全体の福祉の向上に資する最良の判断に至るよう、合意形成に努めていかなくてはならない。</p> <p>呉市を取り巻く環境は、急激かつ斬新に変化しており、迅速・的確・柔軟に対応していくためには、議会及び議員自らが変革していく必要がある。</p> <p>ここに、呉市議会は、市民と議会の関係や議会と市長の関係、議会運営等に関する基本理念を定めることにより、市民の厳粛な信託にこたえられる議会に進化することを決意し、この条例を制定する。</p>			<p>【条例の運用・取組】</p> <p>■ 適切に運用されている</p> <p>□ さらなる取組が必要</p> <p>□ 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p>□ 要</p> <p>■ 不要</p> <p>※前文については、地方自治法の一部改正（令和6年4月1日施行）において、地方議会の役割及び議員の職務等について法律上明確化されることも踏まえ、検証を行った。</p>	<p>（意見）</p> <p>・前文には、「自由に討議することで、市民全体の福祉の向上に資する最良の判断に至るよう、合意形成に努めていかなくてはならない」とあるため、様々な会議において議員が自由・平等に発言できるよう要望する。</p>
第1章 目的				
第1条	目的	この条例は、二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、更なる市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。	<p>【条例の運用・取組】</p> <p>■ 適切に運用されている</p> <p>□ さらなる取組が必要</p> <p>□ 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p>□ 要</p> <p>■ 不要</p>	<p>（意見）</p> <p>・目的のために何をすべきかを議員一人一人が問われている。</p>

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第2章 議会及び議員の活動原則					
第2条	議会の活動原則	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 議決責任を深く認識し、市民に対し、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。</p> <p>(4) 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。</p>	<p>(1) 第6条, 第7条, 第8条, 第9条</p> <p>(2) 第6条, 第8条, 第15条, 第16条, 第19条</p> <p>(3) 第6条, 第10条, 第11条</p> <p>(4) 第13条, 第14条</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	<p>(意見)</p> <p>・市民の立場に立って活動すべきであり、条文のとおり活動しているかを確認することも必要がある。</p>
第2条の2	災害時の議会対応	<p>議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。</p> <p>2 災害時の議会の行動基準等に関しては、別に定める。</p>	<p>H27.12 呉市議会における災害時の対応要領を策定</p> <p>H30.7 平成30年7月豪雨において災害対応連絡会議を設置し、対応要領に基づき対応</p> <p>R1.12 呉市議会における災害時の対応要領の検証</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	<p>(課題)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症等や災害全般に対応するため、議会BCPの策定も含め、議会機能維持に向けた対応を検討する必要がある。</p>
第3条	議員の活動原則	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見等を的確に把握するよう努めること。</p> <p>(3) 自らの資質の向上に努めること。</p> <p>(4) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。</p>		<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	
第4条	議長の責務	<p>議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表し、中立かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p>		<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第5条	会派	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。	【条例の運用・取組】 ■ 適切に運用されている □ さらなる取組が必要 □ 検証不要 【条例の見直し】 □ 要 ■ 不要		
第3章 市民と議会					
第6条	市民参加	議会は、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たすとともに、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	H25.4 議会報告会 → 第10条 H26.6 呉市空き家等の適正管理に関する条例（案）について意見提案手続（パブリックコメント）を実施 H27.12 呉市議会議員定数条例の改正に当たり、意見交換会を実施 H30.2 呉工業高等専門学校教授を参考人として招致し、所管事務調査項目（文教企業委）について意見交換 R1.11 広島県観光連盟専務理事を参考人として招致し、所管事務調査項目（産建委）について意見交換 R1.11 広島修道大学国際コミュニティ学部伊藤敏安教授を参考人として招致し、議員定数・議員報酬について意見交換	【条例の運用・取組】 □ 適切に運用されている ■ さらなる取組が必要 □ 検証不要 【条例の見直し】 □ 要 ■ 不要	（課題） ・議員が議会事務局に届いた市民の意見をあまり把握できていないため、その意見を議員と共有する目的でSNSやメール等のコミュニケーション手段を活用するなど、広聴の充実を検討する必要がある。 （意見） ・常任委員会で公聴会制度や参考人制度を活用し、専門的知見等を参考に、委員同士で討議できるように努める。
第7条	会議の公開	議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議を原則公開とする。	H11.3 本会議・予算特別委員会・議会協議会のモニター中継（本庁舎1階）開始 H15.8 会議予定をホームページで公開 H18.9 委員会の一般傍聴許可・モニター中継（本庁舎1階）開始 H22.12 委員会会議録をホームページで公開 " 本会議、予算特別委員会、議会協議会のインターネット中継（ライブ、録画）開始 H28.6 希望者に手話通訳・要約筆記を実施 H28.10 委員会のインターネット中継開始 H28.11 傍聴受付手続を廃止 R3.12 政治倫理審査会の会議を原則「非公開」から「公開」に変更（呉市議会議員政治倫理条例の改正）	【条例の運用・取組】 ■ 適切に運用されている □ さらなる取組が必要 □ 検証不要 【条例の見直し】 □ 要 ■ 不要	（意見） ・議員定数を協議する際の議会運営委員会や政治倫理審査会も原則公開としているので、適正に運営している。

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第8条	情報公開	<p>議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に対して積極的に公開する。</p>	<p>H20.9 委員会視察報告書をホームページに公開 H22.12 委員会会議録をホームページに公開 H23.3 視察受入状況をホームページに公開 H26.6 委員会視察の結果を本会議で報告 " 個人行政視察の日程、行き先、視察項目をホームページで公開 H27.5 政務活動費による視察・研修の日程、行き先、視察項目をホームページで公開 H28.2 委員会の審査概要（ブリーフィングノート）をホームページで公開 " 議案・議案資料・委員会資料をホームページで公開 H28.4 議事堂探訪ツアー実施（H28.11, H30.4） H28.6 議長交際費の支出状況をホームページで公開 H28.7 政務活動費の収支報告一覧表をホームページで公開 " 政務活動費の領収書及び会計帳簿等を事務局で閲覧可能に H28.8 全ての視察・研修の報告書をホームページで公開 H30.9 政務活動費の領収書・会計帳簿等をホームページで公開 R2.12 委員会の審査概要（ブリーフィングノート）から委員会資料に変更しホームページで公開</p>	<p>【条例の運用・取組】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	
第9条	議案に対する賛否の公表	<p>議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するよう努めるものとする。</p>	<p>H22.10 議案の賛否を議員ごとにホームページで公表 H28.3 電子採決を導入し、議場モニターで賛否を表示</p>	<p>【条例の運用・取組】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第10条	議会報告会	<p>議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。</p>	<p>H22 市内2箇所で行 H23 市内16箇所で行 H24 市内16箇所で行 H25 市内16箇所、関係4団体で行 H26 市内16箇所、関係4団体で行 各まちづくり協議会から出された地域課題について意見交換 H27 市内16箇所、関係4団体で行 各委員会の所管性を生かしたテーマを報告・意見交換 H28 市内10箇所、関係6団体、高校1校で行 H29 市内10箇所、関係6団体、高校5校で行 H30 市内4箇所、高校1校で行 → 災害により中止 R1 市内5箇所、関係5団体、高校7校で行 R2・R3 コロナ禍により中止 R4 高校10校で行（1校は書面）</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	
第11条	意見提案 手続	<p>議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続を行うことができる。</p>	<p>H25.4 呉市空き家等の適正管理に関する条例（案）について意見提案手続（パブリックコメント）を実施 H26.6 呉市議会議員定数条例の改正に当たり、意見交換会を実施</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	
第12条	説明機会 の付与	<p>議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。</p>	<p>H26.3 請願者、陳情者の意見聴取のための費用弁償を地方自治法第207条等による費用弁償条例に規定 R3.6 請願者に対して提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印へ変更 R4.11 呉市議会請願及び陳情取扱要綱を制定（請願及び陳情における提出方法、審議する時期、個人情報等の取扱いについて必要な事項を制定）</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第4章 議会と市長等					
第13条	市長等との関係	<p>議会審議においては、議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該議員に対し、反問することができる。</p> <p>(3) 議員は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求めることができる。</p>	<p>H22.6 反問権（質問内容等の確認）を導入</p> <p>H22.6 一般質問の一問一答方式を選択制で導入</p> <p>H24.6 一般質問の一問一答方式に一本化</p> <p>H27.7 一般質問の一問一答方式を選択制に変更</p> <p>H27.9 議案質疑の一問一答方式を選択制で導入</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	<p>（課題）</p> <p>・市長との緊張関係を保持するためには、より多くの質疑応答が展開されるべきであり、質問数の増加、活性化に向けて検討すべきである。質問時間の変更や当局の負担軽減など、様々なことを考えなければならないが、まずは質問数を増やすことに取り組み、課題の整理が必要である。</p> <p>・議員一人一人が意見をしっかりと発言するという意味で、一般質問を個人質問制とし、発言者が増えることを想定して、発言時間を会派が40分、小会派が30分とするといったことも考えられる。会派制も尊重しながら、一般質問の在り方を検討する必要がある。</p>
第14条	論点情報の形成	<p>議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び背景</p> <p>(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 市民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 関係法令及び条例等</p> <p>(6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算</p> <p>2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、施策別又は事業別の政策説明資料の作成及び提出を求めるものとする。</p>	<p>H23.3 議案資料の不足分を当局に請求開始</p> <p>H24.10 決算特別委員会の資料として事務事業評価シート（30項目）を要求</p> <p>H29.8 事務事業評価シートの項目を30 → 50に増加 → R4.9 事務事業評価シートを廃止（主要な施策の成果等に関する説明書の充実を図るに当たり、内容に重複する箇所がある等の理由から）</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	
第15条	議決事項の拡大	<p>地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に定めるものとする。</p>	<p>H23.12 基本構想と姉妹都市等提携を追加</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	<p>（意見）</p> <p>・都市計画や都市マスタープラン等も議決事項に加えてはどうかとの意見があるが、他の計画等との兼ね合いから、一定の判断基準が必要となる。議決事項となることで、議会にも議決責任が伴うことや、当局の作業スケジュールが前倒しになることも踏まえ、拡大を検討する場合は、まずは基準をどのように設けるのかを協議する必要がある。</p>

条 文			取組項目		検証結果	今後の課題・意見等
第5章 議員間の自由討議等						
第16条	議員間の自由討議	議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るものとする。	H16.9	所管事務調査における委員間討議を実施	【条例の運用・取組】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	(意見) ・委員会の所管事務調査で自由討議をしているが、議案についての自由討議は行っていないので、各委員の考え方、成果や費用対効果などを討議する場を設けることについて検討してもよいのではないかと考える。
第17条	政策研究会	議会は、市政に関する重要な政策及び課題に関する共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案等を推進するため、政策研究会を開催するものとする。	H23.5	地方自治法第100条第12項の協議の場として設置(呉市議会会議規則第117条)	【条例の運用・取組】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	(意見) ・議会改革については、議会運営委員会で協議しているが、政策研究会は副議長が充て職で委員長となっており、議会改革を進めていくにふさわしい組織であるため、一部を政策研究会が担ってもよいのではないかと考える。
第6章 委員会						
第18条	委員会	委員会は、審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査・研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。	H18.9 H18 H25.6 H25.9 H28.2 H28.10 H29.9 R2.12	傍聴者に議案書等を貸与 担当書記による正副委員長への付託議案の内容説明 傍聴者に行政報告資料を配付 正副委員長と事務局職員の議事運営勉強会を開催 審査の概要(ブリーフィングノート)をホームページで公開 インターネット中継開始 委員会ごとに付託議案の勉強会を実施(任意参加) 審査の概要(ブリーフィングノート)を事前に資料の確認ができるよう委員会資料に変更	【条例の運用・取組】 <input type="checkbox"/> 適切に運用されている <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	(課題) ・議会におけるデジタル化の一環として、オンライン委員会の導入を検討する必要がある。

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第7章 政務活動費					
第19条	政務活動費	政務活動費については、別に条例で定める。 2 会派は、政策立案等、調査・研究等に資するため、政務活動費を活用するとともに、その用途を明らかにしなければならない。	H13.3 呉市議会政務調査費の交付に関する条例制定 H13.4 領収書の添付を制度化 H23.12 判例に基づき政務調査費の運用を見直し（ガソリン代・電話代など） H24.3 使途基準を明文化するため、政務調査費の「運用の手引き」を作成し、会派へ配付 H25.3 地方自治法の一部改正に伴う支出項目の整理及び運用の見直し（要望及び陳情活動経費を追加） H27.5 視察・研修の日程、行き先、視察項目をホームページで公開 H28.7 収支報告一覧表をホームページで公開 // H28.8 領収書及び会計帳簿等を事務局で閲覧可能に H28.8 視察報告書・研修報告書をホームページで公開 H30.9 領収書・会計帳簿等をホームページで公開	<p>【条例の運用・取組】</p> <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要	（意見） ・政務活動費の概念が変わってきているので、研修などを行って共通認識を持つことが必要であり、適宜、政務活動費に関する申合せを見直す必要がある。
第8章 議会及び議会事務局の体制整備					
第20条	議員研修	議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。	H20.8 外部講師を招聘して全議員勉強会実施（年1回） H27 議員研修会開催予算の増額（15万円 → 45万円）	<p>【条例の運用・取組】</p> <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要	
第21条	議会事務局	議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実・強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。 2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。	H24.4 事務局内の事務分掌見直しによる調査記録係における調査機能の充実 H25.4 会派担当職員の配置 H28.4 議会図書室に司書1名を配置	<p>【条例の運用・取組】</p> <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要	（意見） ・専門的知識を有する司書は会計年度任用職員として採用しているが、スキルを磨きやすくするなど、処遇を考えてはどうかと考える。
第22条	予算の確保	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	H23.10 議会予算の要求に当たり、各会派の要望を事前に聴取	<p>【条例の運用・取組】</p> <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要	

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第23条	議会図書室	<p>議会は、議員の調査・研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。</p>	<p>H25.4 平成25年度予算において、議会図書購入費を増額（2万円 → 15万円）</p> <p>H26.9 広島県立図書館、呉市立図書館との提携</p> <p>H26.11 情報紙チャージ創刊</p> <p>〃 新刊図書展示コーナーの創設</p> <p>H28.4 新庁舎に議会図書室を整備</p> <p>〃 司書1名を配置し、レファレンスサービスを導入</p> <p>H28.9 広島修道大学図書館と提携</p> <p>H29.4 平成29年度予算において、議会図書購入費を増額（15万円 → 30万円）</p> <p>R3.3 呉市図書室規則の見直し（「押印の廃止」，「貸出し期間の延長」，「整理方法の変更」）</p> <p>R3.8 議会図書室の利便性向上及び図書貸出冊数増加を目的とし、リブライズを導入</p> <p>R4.4 令和4年度予算において、議会図書購入費を増額（30万円 → 35万円）</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p>■ 適切に運用されている</p> <p>□ さらなる取組が必要</p> <p>□ 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p>□ 要</p> <p>■ 不要</p>	
第24条	議会広報の充実	<p>議会は、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知しなければならない。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うものとする。</p>	<p>H11.3 本会議、予算特別委員会、議会協議会のモニター中継（本庁舎1階モニター）開始</p> <p>H15.8 ホームページへの会議予定の掲載</p> <p>H18.9 委員会のモニター中継開始</p> <p>H22.12 本会議、予算特別委員会、議会協議会のインターネット中継（ライブ、録画）の実施</p> <p>H23.3 ホームページを一新するとともに掲載項目を増加</p> <p>H24.2 市政だよりにより代表質問者の会派名を記載</p> <p>H24.3 「市議会のしおり」作成</p> <p>H28.4 フェイスブックページの開設</p> <p>〃 「議事堂探訪ツアー」開始（H28, H30）</p> <p>H28.11 「教えて呉市議会！」開始（H28, H29, H30, R1）</p> <p>H29.5 議会広報紙「チーム議会くれ」創刊</p> <p>R4.8 議会広報紙のリニューアル</p> <p>R4.11 手話言語条例及び情報コミュニケーション条例施行後における議会対応の検討開始（来期持ち越し）</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p>■ 適切に運用されている</p> <p>□ さらなる取組が必要</p> <p>□ 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p>□ 要</p> <p>■ 不要</p>	<p>（意見）</p> <p>・ SNSの利活用を拡大し、相互でやり取りできる体制をつくり、広聴に取り組んではどうかと考える。</p> <p>・ 議会広報紙において、会派と小会派で違いを設けているが、同様に、さらに身近に感じてもらえるよう努めるべきである。</p>
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇					
第25条	政治倫理	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>H18.11 呉市議会議員政治倫理条例の制定</p> <p>R3.3 呉市議会議員政治倫理条例改正に伴う協議開始（R2, R3）</p> <p>R3.12 呉市議会議員政治倫理条例の改正（ハラスメント条項の追加、審査請求要件の緩和、審査請求に対する議長による補正、審査会の原則公開）</p>	<p>【条例の運用・取組】</p> <p>■ 適切に運用されている</p> <p>□ さらなる取組が必要</p> <p>□ 検証不要</p> <p>【条例の見直し】</p> <p>□ 要</p> <p>■ 不要</p>	

条 文		取組項目	検証結果	今後の課題・意見等	
第26条	議員定数	議員の定数は、別に条例で定める。 2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。 3 前項に規定する提出に当たっては、公聴会制度及び参考人制度の活用等により、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。	H23 改選：38名 → 34名 H26.6 呉市議会議員定数条例改正に当たり意見交換会を実施 H27 改選：34名 → 32名 H29.11 議員定数に係る協議の経過を議会広報紙に掲載 H30 改選：32名（現状維持） R1.9 議員定数に係る協議を開始（R1, R2, R3） R4.1 議員定数条例の議論を打ち切り	【条例の運用・取組】 <input type="checkbox"/> 適切に運用されている <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	（課題） ・議員定数については、しっかり議論を行った上で結論を出す必要があり、議論を活発にするためにも参考人招致等を活用して、より多くの視点から検討する必要がある。
第27条	議員報酬	議員報酬は、別に条例で定める。 2 委員会又は議員は、議員報酬条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。 3 前項に規定する提出に当たっては、公聴会制度及び参考人制度の活用等により、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。	R1.9 議員報酬に係る協議を開始 R4.1 議員報酬、政務活動費、行政視察費、費用弁償（現状維持） R4.12 呉市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定、呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正、呉市議会規則の改正（欠席事由の明確化）	【条例の運用・取組】 <input type="checkbox"/> 適切に運用されている <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	（意見） ・今後、議員定数の議論を深めていく中で、必要と判断した場合には、議員報酬も併せて協議することも必要である。
第28条	議会改革	議会は、公正、透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。	H27.12 議会運営委員会において継続的に協議 タブレット端末の導入 R1.12 呉鎮守府開庁 130周年を記念し、海上自衛隊呉音楽隊と呉市立呉高等学校吹奏楽部によるコンサートを議場で開催 R1.12 サイドブックスの導入 R5.4 サイドブックスの保存容量を増加（1GB → 10GB） " 呉市議会議員の通称等の使用に関する規程の制定	【条例の運用・取組】 <input type="checkbox"/> 適切に運用されている <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	（意見） ・他市の例を参考に、分科会などを設置して議会改革について検討してはどうかと考える。
第29条	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。		【条例の運用・取組】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	（意見） ・この条例の趣旨を尊重し、最高規範性を重視する。
第30条	見直し手続	議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。	H26 議会運営委員会において検証実施 H27 議会運営委員会において検証実施 R1 議会運営委員会において検証実施	【条例の運用・取組】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切に運用されている <input type="checkbox"/> さらなる取組が必要 <input type="checkbox"/> 検証不要 【条例の見直し】 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	（意見） ・議員全員の意識を確かめ合うため、1年に1度検証すべきである。

5 総括

検証結果において、さらなる取組が必要と判断されたものについては、今後の議会運営委員会での協議事項として捉え、課題解決に向けて取り組むこととする。

具体的には、社会情勢の変化に合わせた議会や議員の在り方を検討する必要性が高まっていることから、感染症のまん延を含む災害全般に対応するための議会BCP等の策定や、オンライン委員会の開催などについて、他市の事例や専門家の知見等を参考にしつつ、調査及び検討を進める必要がある。

また、個人質問の活性化を前提とした一般質問の在り方といった議会運営に関することや、SNS等を活用した広聴機能の拡充といった市民と議会のつながり強化に関することについて、その取組の検討をし、議会及び議員活動の充実を図る必要がある。

このたびの検証結果を参考に、今後も市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉えつつ、市民に分かりやすく開かれた議会を目指して積極的な議会改革に取り組む必要があると考える。